

令和6年1月1日

施設基準により院内掲示する手術の件数

(医科点数表第2章第10部手術に通則5及び6に掲げる手術)

(手術件数は、2023年1月～12月の期間に当院にて実施したものです。)

病院長

・区分1に分類される手術 手術件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	2
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術,肺静脈隔離術	

・区分2に分類される手術 手術件数

ア	靭帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	1
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	

・区分3に分類される手術 手術件数

ア	上顎骨形成術等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

・区分4に分類される手術 手術件数

区分4		23
-----	--	----

・その他の区分に分類される手術 手術件数

ア	人工関節置換術	
イ	乳児外科施設基準対象手術	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	7
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	
オ	経皮的冠動脈形成術	3
	急性心筋梗塞に対するもの	
	急性心筋梗塞に対するもの	1
	その他のもの	2
	経皮的冠動脈粥腫切除術	
	経皮的冠動脈ステント留置術	11
	急性心筋梗塞に対するもの	2
	不安定狭心症に対するもの	2
その他のもの	7	